

埼玉県アスベスト対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 各病院におけるアスベスト含有保温材等（アスベストをその重量の0.1パーセントを超えて含有する保温材、耐火被覆材又は断熱材をいう。）の使用状況等の調査の実施を促進し、アスベスト等のばく露の恐れのある場所について、除去、囲い込み、封じ込め（以下「除去等」という。）の措置を推進することを目的として、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

- 第2条 この補助金の交付の対象は、平成18年2月3日付け医政発0203005号厚生労働省医政局長通知「アスベスト対策事業の実施について」に基づいて実施する事業とする。

(事業計画の策定)

- 第3条 補助金の交付の申請をしようとする者は、事業の実施に係る所要額に関する調書及び事業に関する計画書を様式第1号別紙（1）及び別紙（2）又は（3）により作成し、別に定める日までに知事に対して提出するものとする。

(補助対象経費)

- 第4条 補助金の対象となる経費は、別表1の第1欄に定める事業内容を実施するために必要な経費のうち、第3欄に定める経費とする。ただし、次の各号に掲げる費用については補助の対象外とする。
- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
 - (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
 - (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
 - (4) 既存建物の買収に要する費用
 - (5) その他の整備費として適当と認められない費用

(補助額の算定方法)

- 第5条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- (1) 別表の第1欄に掲げる区分ごとに第2欄に掲げる基準額と第3欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額に第4欄に掲げる補助率又は調整率を乗じた額を選定する。

- (2) 別表1の第1欄に定めるアスベスト除去等整備事業においては、(1)により選定した額に別表2の調整額を乗じる。
- (3) (1)及び(2)により選定した額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

(申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、補助金の交付の申請をしようとする者は、別に定める日までに知事に対してこれを2部提出するものとする。

(添付書類)

第7条 規則第4条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を記載した書類の添付は、これを要しない。

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象区域の工事設計図又は分析調査の調査図
- (2) 工事(分析調査)見積書
- (3) 歳入歳出予算書の抄本
- (4) その他参考となる資料

(交付の条件)

第8条 この補助金の交付の決定には、規則第6条第1項各号に掲げるもののほか、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならないこと。
- (2) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (5) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。
- (6) 事業を行うために締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事又は分析調査を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (7) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第6号により知事

に速やかに報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づいて報告を行うこと。

また、この報告に基づいて、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがあること。

- (8) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (9) この補助金を補助対象経費以外に使用してはならないこと。
- (10) 偽りその他不正の手段によりこの補助金の交付を受けてはならないこと。

（軽微な変更）

第9条 規則第6条第1項第1号の規定により知事が定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 当該補助事業等により整備又は調査する場所の範囲・規模の変更で、著しく変更しないもの。
- (2) 当該補助事業等に係る整備又は調査の方法の変更で、アスベスト対策の効果に著しく影響しないもの。

（変更申請手続）

第10条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更するため変更交付申請を行う場合は、第6条及び第7条に準じた手続により行うものとする。

（交付決定通知書の様式）

第11条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

（補助金の概算払）

第12条 知事は、必要があると認める場合は、予算額の範囲内において概算払をすることができる。

（遂行状況報告）

第13条 第2条の事業を実施する事業者は、毎年度9月末日及び12月末日現在の当該事業の遂行の状況を、それぞれ翌月10日までに様式第3号により知事に報告しなければならない。

（実績報告）

第14条 規則第13条に規定する実績報告書の様式は、様式第4号のとおりとし、事業完了後15日以内又は事業年度の3月15日のいずれか早い日までを提出期限として2部提出するものとする。

（添付書類）

第15条 前条の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 経費所要額精算書
- (2) 事業実績報告書
- (3) 歳入歳出決算（見込み）書の抄本
- (4) 補助事業完了後の建物の全景及び補助対象事業の概要を示す写真
- (5) 契約書、領収書、検収調書等の写し
- (6) 補助事業完了後の建物の構造概要及び平面図（各室の用途を示すこと。）
- (7) 補助対象区域の工事設計図又は分析調査の調査図及び工事（分析調査）見積書
- (8) その他参考となる資料

（確定通知書の様式）

第16条 規則第14条に規定する確定通知書の様式は、様式第5号のとおりとする。

（補助金の返還）

第17条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその金額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分について返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

別表1（第5条関係）

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
アスベスト除去等整備事業	1㎡当たり基準単価 45千円 ×アスベスト等の除去等を行う壁等の延べ面積	アスベスト等の除去等に要する工事費又は工事請負費	0.33
アスベスト除去等整備促進事業	1棟当たり 250千円	病院の石綿含有保温材料等の使用状況等の調査に必要な請負費	定額

別表2（第5条関係）

	既存病床数が医療計画上の基準病床数に占める割合 （精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床、一般病床の合計）	調整率
アスベスト除去等整備事業	105%以上	0.95
	105%未満	1.00

様式第1号（第6条関係）

埼玉県アスベスト対策事業費補助金交付申請書

令和 年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

（補助事業者名の住所・氏名） 印

令和 年度埼玉県アスベスト対策事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助申請額 金 円
- 2 経費所要額調（別紙（1）のとおり）
- 3 事業計画書（別紙（2）又は（3）のとおり）
- 4 添付書類
 - （1）補助対象区域の工事設計図又は分析調査の調査図
 - （2）工事（分析調査）見積書
 - （3）歳入歳出予算書の抄本
 - （4）その他参考となる資料

（注）添付資料は、A4版とすること。

経 費 所 要 額 調

補助事業者名

区 分	総 事 業 費 (A)	寄付金その 他の収入額 (B)	差 引 額 (A)-(B)=(C)	対象経費の 支出予定額 (D)	基 準 額 (E)	選 定 額 (F)	都道府県 補助額 (G)	国庫補助 基本額 (H)	国庫補助 所要額 (I)	備 考
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

- (注) 1 本調査表は、棟ごとに作成すること。
 2 「区分」欄には、交付の対象となる事業の名称を記載すること。
 3 「基準額」欄は補助金交付要綱第5条(補助額の算定方法)により算定した額を記入すること。
 4 「選定額」欄は、(D)と(E)とを比較して少ない方の額を記入すること。
 5 「都道府県補助額」欄は、(E)欄に記載された額を記入すること。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切捨てるものとする。
 6 「国庫補助基本額」欄は、(C)と(F)と(G)とを比較して最も少ない額を記入すること。
 7 「国庫補助所要額」欄は、(H)欄に記載された額を記入すること。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切捨てるものとする。

施設整備事業計画書

事業区分	アスベスト除去等施設整備事業
------	----------------

開設者名	施設名	所在地

■整備事業計画の概要

整備事業期間	着工	年	月	日	～	竣工	年	月	日
措置の種別		構造の種類							

■補助事業完成後の概要

区分	管理部門	サービス部門	診療部門	病棟部門	その他	合計
床面積				床		0㎡

アスベストの措置状況

区分	管理部門	サービス部門	診療部門	病棟部門	その他	合計
措置予定 ※ （補助対象面積）						0㎡
措置済						0㎡
未措置						0㎡

※措置予定（補助対象面積）には、今回、アスベスト等の除去等を行う壁等の延面積を記入すること。

■その他の参考事項

当該事業にかかる 過去の国庫補助	補助年度	補助金額	補助面積	整備内容
	年度	円	㎡	
今回の整備に伴う国庫補助財産の処分				

別紙(3)

アスベスト除去等整備促進事業概要

施設名	棟名	調査診断予定日	調査実施者	支出額	基準額	選定額	備考
				円	円	円	
					1棟当たり 250,000円		
合計	0棟			0	0	0	

(注)

- 施設毎に別業とすること。
- 調査については、①：特定建築物石綿含有建材調査者又は建築物石綿含有建材調査者、②：石綿作業主任者技能講習修了者のうち石綿等の除去等の作業の経験を有する者、③：日本アスベスト調査診断協会に登録された者（石綿調査診断士）のいずれかにより行わせることとし、「調査実施者」の欄に番号を記入すること。

様式第2号（第11条関係）

埼玉県アスベスト対策事業費補助金交付決定通知書

医 第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

印

令和 年 月 日付けで申請のあった埼玉県アスベスト対策事業費補助金については、下記のとおり交付する。

記

1 交付金額 金 円

内 訳

事業区分	交付決定額
アスベスト除去等整備事業	
アスベスト除去等整備促進事業	

2 支払方法

3 交付条件

この補助金は、令和2年 月 日付け医第 号「埼玉県アスベスト対策事業費補助金交付要綱」第8条に規定する条件を付して交付するものである。

様式第3号（第13条関係）

令和 年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

（補助事業者の住所・氏名） 印

埼玉県アスベスト対策事業費補助金の補助対象事業の遂行状況報告書

標記について、補助金等の交付手続き等に関する規則第13条の規定により、別表のとおり報告します。

別 表

事業区分	施設名	所在地

1 事業施行状況 (アスベスト除去等整備事業) (令和 年 月 日現在)

区 分	施工面積	工事施行率	金 額	備 考
自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 現在 竣工量	m ²	%	円	
自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 まで竣工見込量				
計				

竣工見込量については、本報告書提出後1か月ごとの竣工量を記入すること。

2 工事(調査)進捗状況 (令和 年 月 日現在)

工事名	令和 年				令和 年								
	4月1日	5月1日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日	2月1日	3月1日	4月1日
設計事務 (%)												
入札事務 (%)												
〇〇工事 (%)												
〇〇工事 (%)												
〇〇工事 (%)												

1. 工事(調査)予定を点線の棒線で示し、その上に工事進捗状況を実線の棒線で示すこと。

2. 工事(調査)名ごとに工事(調査)進捗状況(出来高)を%をもって示すこと。

3 繰越予定状況

請負契約額	年度内完成(見込)				繰越予定		繰越理由
	令和 年 月 日現在		年度末現在(見込)				
(全体契約額) 円	円	%	円	%	円	%	
(内国庫補助金分) 円							

請負契約額欄の(内国庫補助金分)は、交付決定額を記入すること。

様式第4号（第14条関係）

埼玉県アスベスト対策事業費補助金事業実績報告書

令和 年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

（補助事業者の住所・氏名） 印

令和 年 月 日付け医第 号で補助金の交付決定を受けた埼玉県アスベスト対策事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金精算額 金 円
- 2 事業の種類
- 3 経費所要額精算書（別紙（1）のとおり）
- 4 事業実績報告書（別紙（2）のとおり）
- 5 添付書類
 - （1）当該事業に係る歳入歳出決算書（見込み）の抄本
 - （2）補助事業完成後の建物の全景及び補助対象事業の概要を示す写真
 - （3）契約書、領収書、検収調書等の写し
 - （4）補助事業完了後の建物の構造概要及び平面図（各室の用途を示すこと。）
 - （5）補助対象区域の工事設計図又は分析調査の調査図及び工事（分析調査）見積書
 - （6）その他参考となる資料

様式第5号（第16条関係）

埼玉県アスベスト対策事業費補助金交付額確定通知書

医 第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

印

令和 年 月 日付け医第 号で交付決定の通知をした埼玉県アスベスト対策事業費補助金については、令和 年 月 日付けで提出のあった実績報告書に基づき、下記のとおりその額を確定する。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付確定額 金 円

内 訳

事業区分	交付決定額	交付確定額
アスベスト除去等整備事業		
アスベスト除去等整備促進事業		

令和 年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

（補助事業者の住所・氏名） 印

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け医第 号により交付決定があった埼玉県アスベスト対策事業費補助金について、交付決定通知書により付された条件に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業区分及び施設の名称
- 2 補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律第15条の規定による確定額
又は事業実績報告による精算額

金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要県補助金返還相当額）

金 円
- 4 添付書類
3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等